

キャリア形成プログラムの策定について

1 定義

地域医療に従事する医師のキャリア形成上の不安解消、医師確保が困難な診療科等の解消及びへき地等における医師の確保を目的として、県が主体となり策定する就業に係るプログラム。

2 地域卒卒業医師に係るキャリア形成プログラム

(1) 対象者

診療科偏在の改善を目的とする福岡県地域医療医師奨学金制度を活用し、久留米大学医学部福岡県特別卒を卒業した地域卒卒業医師（以下、「地域卒卒業医師」と言う。）

(2) プログラム全体の就業年数

9年間

(3) 配置方針

I 基本的な考え方

奨学金制度の趣旨に従い地域医療に従事すると同時に、県が指定する診療領域の専門医資格の取得等のキャリア形成が可能な就業とする。

II 就業期間

プログラム全体の就業年数9年間のうち、初期臨床研修2年間を除く7年間、県が指定する診療領域で従事する。

III 従事する診療領域

- ・ 外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科、整形外科、脳神経外科

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則（平成29年12月改正前規則を含む）に規定

- ・ 総合診療

規則に規定する『知事が必要と認める診療科等』として、地域医療において活躍が期待される総合診療領域での従事を認める。

IV 就業先

- ・ 卒後2年間は、初期臨床研修のため、県内の大学病院または臨床研修指定病院とする。
- ・ 卒後3年目以降は、基本的な診療能力を習得し、各診療領域における適切な教育を受け、十分な知識・経験を持ち、標準的な医療を提供できる医師として地域

医療に貢献できるよう、一定の症例経験等が期待でき、指導医等上級医による適切な指導を受けることが可能な専門研修施設*とする。

- ・ 卒後 6 年目以降は、より専門的な知識・技術の習得のため、サブスペシャリティ領域における専門研修施設での就業を可能とする。

<概略図>

修学	就業期間								
	初期臨床研修		指定する診療領域における従事						
6 年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
久留米 大学	大学病院または 臨床研修指定病院		専門研修施設（基本診療領域）			専門研修施設（サブスペシャリティ領域）			

※一般社団法人日本専門医機構が認定する専門医資格の取得が可能な専門研修プログラムに参加する医療機関

V 取得可能な専門医資格

一般社団法人日本専門医機構が認定する次の専門医資格

- ・ 外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科、整形外科、脳神経外科、総合診療

療

3 自治医科大学卒業医師に係るキャリア形成プログラム

(1) 対象者

へき地等の地域医療の確保及び向上に貢献する医師を養成することを目的として、全都道府県の出資により設立され、授業料等の全額を修学資金として大学から貸与される自治医科大学医学部を卒業した医師（以下、「自治医科大学卒業医師」と言う。）

※平成 31 年度以降に本県から入学する自治医科大学医学部卒業医師を対象とするが、現在在学中の学生及び卒後 3 年目までの医師についても個別に協議の上、参加を促す。

(2) プログラム全体の就業年数

通常 9 年間 ※留年等の期間がある場合は延長

(3) 配置方針

I 基本的な考え方

修学資金返還の債務を免除する要件を満たすよう（義務を適正に履行できるよう）、へき地等の公立医療機関で勤務しながら、義務年限期間内での総合診療専門医資格の取得が可能な就業とする。

II 就業期間

プログラム全体の就業年数 9 年間のうち、研修期間 4 年間を除く 5 年間、へき地等の公立医療機関で従事する。

III 従事する診療領域

・ 総合診療

へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する総合医を養成するとして自治医科大学建学の趣旨に則り、総合診療に従事する。

IV 就業先

- ・ 卒後 2 年間は、初期臨床研修のため、県内の大学病院または臨床研修指定病院とする。
- ・ 卒後 3 年目は、地域医療についての知識・技術を習得することが可能であり、かつ総合診療専門研修プログラムの基幹施設である医療機関とする。
- ・ 卒後 4 年目以降は、へき地等勤務期間として、県が指定するへき地等にある公立医療機関とする。なお、へき地等勤務期間のうち 1 年間（概ね義務年限 6 年目または 7 年目）を後期研修と位置づけ、研修を目的としたへき地等以外での勤務を認める。（ただし県内医療機関及び自治医科大学附属病院に限る）

<概略図>

修学	就業期間								
	初期臨床研修		・ 臨床研修 後期 ・ 専門研修	へき地等勤務での診療を通じて、専門医の取得に必要な症例を経験					
6 年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
自治医科大学	大学病院または臨床研修指定病院		県が指定する医療機関	へき地等にある公立医療機関 (※後期研修期間を除く)					

V 取得可能な専門医資格

一般社団法人日本専門医機構が認定する次の専門医資格

- ・ 総合診療

VI 義務年限中に他県で勤務する期間がある（結婚協定）医師について

- 取得できる資格や経験できる症例等について、医師本人の希望を踏まえ、両県で協議の上、本県がキャリア形成プログラムを策定する。
- 他県出身の医師のキャリア形成プログラムについては、本県では策定しない。